

## 所得税と個人市民税の控除対象寄附金

所得税	個人市民税(武蔵野市)
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	<p style="text-align: center;">[国は対象外]</p> <p>都道府県、市区町村に対する寄附金</p>
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの	<p>東京都共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの</p> <p>日本赤十字社東京都支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの</p>
<p>3 特定公益増進法人に対する寄附金(1及び2を除く)</p> <p>①日本学生支援機構などの独立行政法人等</p> <p>②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等</p> <p>③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人</p> <p>④学校法人</p> <p>⑤社会福祉法人</p> <p>⑥更正保護法人</p>	<p>左記の寄附金のうち、東京都内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</p>
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金	
5 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
6 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	<p>左記の金銭のうち、市民の福祉の増進に寄与するものと市長が認める特定公益信託の信託財産とするために支出したもの</p>
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金	[対象外]